

大阪府内の定期報告対象建築物と報告時期

- 各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。
- ※避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外(ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく)

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物の調査	建築設備 の検査※5	防火設備 の検査
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの ②2,000㎡以上あるもの	令和 7年 10年 13年 (以降3年 ごとに1 回)	対象外	
館	ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館(学校体育館除く)	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2,000㎡以上あるもの			
博	博物館・美術館・図書館				
事	事務所 その他これに類するもの	①5階以上に対象用途があり、3,000㎡以上あるもの※10			
集	公会堂・集会場	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②客席部分が200㎡以上あるもの	令和 8年 11年 14年 (以降3年 ごとに1回)	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場(屋外観覧場は除く)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの※4			
旅	ホテル・旅館				
病	病院	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの (②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限り)			
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3			
児	児童福祉施設等(※6) (要介護者の入所施設があるもの)	④病院、診療所、児童福祉施設等にあつては200㎡を超えているもの (④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店				
飲	飲食店	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2			
遊	混 キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く) 待合・料理店	②2階部分の対象用途の床面積が500㎡以上あるもの ③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④3,000㎡以上あるもの			
浴	公衆浴場				
遊個	個室ビデオ店等(※7に該当するものに限り)	①200㎡を超えているもの(避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの	令和 9年 12年 15年 (以降3年 ごとに1回)	非常用エレ ベーターが設 置されているもの (堺市・池田市 は報告対象 外)	非常用エレ ベーターが設 置されているもの ※9
寄特	寄宿舎 (※8に該当するものに限り)	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの			
共特	共同住宅 (サービス付高齢者向け住宅に限り)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④200㎡を超えているもの(④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの			

※表中①、②において、「階」とは、地上階を示す。

※避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階をいう。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。(ただし(学)事(遊)個(寄)共を除く。)

※3 表中③において、地階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下及びその用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。

※4 映④において、その用途に供する床面積の合計が100㎡以下及び100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。

※5 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。(共、共特の建築設備検査は、共用部分に限る。)

※6 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業)施設に限る。

※7 特定行政府が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレホンクラブ」。

※8 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。

※9 共同住宅(サービス付高齢者向け住宅除く)の防火設備検査は、共用部分に限る。

※10 大阪府・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市は【別表】による。

【別表】定期報告対象建築物と報告時期(事務所 その他これに類するもの)

- **大阪府・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市管轄**の建築物(事務所その他これに類する用途に供するもの)は、当【別表】による。

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物の調査	建築設備 の検査※4	防火設備 の検査
事	事務所 その他これに類するもの	①階数が5以上の建築物で、1,000㎡を超えるもの	令和7年、 10年、13年 (以降3年ごとに1回)	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ
事小	事務所 その他これに類するもの (小規模民間事務所等)	①階数が3以上の建築物で、200㎡を超えるもの (但し、階数が4以下又は1,000㎡以下のものに限る。)		対象外	

※階数とは、地階及び地上階の合計の数。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

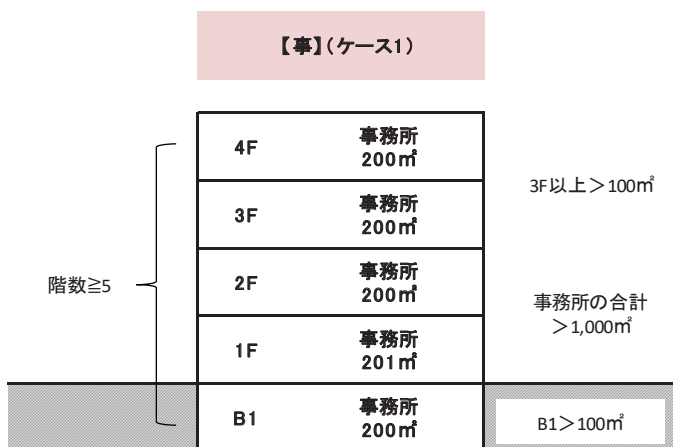
※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。

※3 表中①において、地階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。

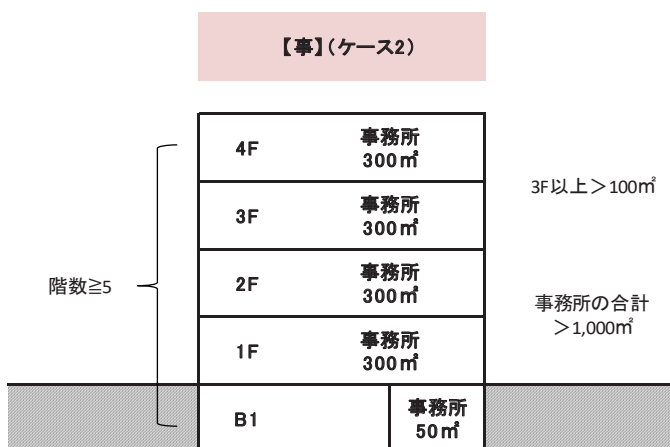
※4 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。

対象建築物(例)

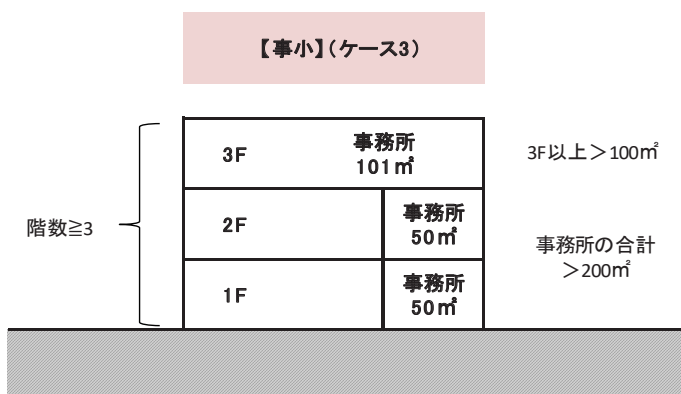
【事】(ケース1)



【事】(ケース2)



【事小】(ケース3)



【事小】(ケース4)



定期報告を要する昇降機及び遊戯施設

昇降機及び遊戯施設の種類		報告の時期
エレベーター	建築物に設けるエレベーター (労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないものを除く。)	毎年1回
	建築物以外に設ける観光のためのエレベーター	
エスカレーター	建築物に設けるエスカレーター	
	建築物以外に設ける観光のためのエスカレーター	
小荷物専用昇降機	建築物に設ける小荷物専用昇降機 (昇降路のすべての出し入れ口の下端が床面より50cm以上上がった位置にあるものを除く。)	
遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設	

◎かごが住戸内のみを昇降する昇降機(ホームエレベーター)の定期検査報告について

これまで建築基準法第12条第3項に基づきホームエレベーターの定期点検報告を求めていたが、平成28年1月21日付け国土交通省告示第240号で、エレベーターのかごが住戸内のみを昇降するものは事故の発生する恐れが少ない昇降機として規定されたことを踏まえ、平成28年6月1日施行の定期報告制度の改正により、特定行政庁への報告対象としないこととなった。

なお、昇降機を使用し続けることにより、摩耗や損傷等が発生するので、所有者及び管理者において定期的な点検をし、法第8条第1項に規定する常時適法な状態を維持することが必要です。